

伊達商工会議所創業支援利子補給制度

■ 補給金の対象期間のイメージ

ケース1 融資契約に基づく初回の支払日が令和6年1月中であった場合

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
令和7年	初回の 支払日	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
令和8年	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
令和9年	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36

ケース2 融資契約に基づく初回の支払日が令和6年6月中であった場合

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
令和7年						初回の 支払日	2	3	4	5	6	7
令和8年	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
令和9年	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
令和10年	32	33	34	35	36							

※支払日（返済日）が月の末日で、その日が土・日で、実際の支払が翌月となった場合でも、当該月の対象とする。